

国 字 考

永 沢 要 二

特別な文字は符号に致しました御了承下さい。

ㄩ 田 a 叶 b 或 c 𠄎 d 國 e
 部 𠄎 f 𠄎 田 g 𠄎 h 𠄎 i 𠄎 j

国字考

はじめに

この字を殷虚文字に見ると叶の形のや右のものがあり、金文になると或の字となり、またこれに類似のものが出ており、西周以後國となり、国となったが、この文字の変遷と世相とは如何なる関係があるか、などを考究して見るのがこの小論である。

一、

先ず順序として國の字を説文解字六の下に見ると、「國邦也、從口、從或、古惑切、」とある。ではこの邦とはどんな字かを同じ説文六の下によると、「邦國也、從邑、丰声、博江切、a 古文、」とある。

こうなると國と邦とは説文では同じ内容をもっていることになるが、然し何々に從がうという所が違がう以上、そこに何等かの差異があることになる。そこで先ず國は口に從がい或に從がうという、この口より見なければならぬ。説文六の下によると、「口回也、象市之形、凡口之属、皆從口、羽非切、」とある。この回は同じ説文

六の下に、「回轉也、從口、中象回轉形、戸恢切、古文㊦、」とある。許慎はこの文より考えれば何かぐるぐる廻る形のものと考えていたようだが、然しこの口の義をとる文字として、囟、囨、圍、圍、國、國、等より見ても、一定の構いや圍のあるところ、つまり私^註の古文と近い義があると考ええる。

次に或に從がうとはどんなことか、説文十二下に、「或邦也、從口、從戈、以守一、一地也、于逼切、」とある。こうなると或、邦、國、は同じ内容をもつた字ということになる。

では戈に從がう戈とは何か、これも説文十二下に、「戈平頭戟也、從弋、一横之象形、凡戈之属、皆從戈、古木切、」とある。こうなると戈は一種の武器なることは解るが、弋と一とは何かとなる。そこでこの弋を説文十二下に見ると、「弋、𠄎、象折木表鏡者形、從、𠄎、象物柱之也、與職切」とある。これを見ると弋の曲がつた形で物などかけることが出来る弋(棒)ということが出来る。結局弋は棒杖で、一はこの棒杖に横に結びつけた横木と見られる。

次に前に挙げた、邦は邑に從がうというこの邑とは何か、これも説文六下に「邑國也、從口、先王之制、尊卑有大小、從h、凡邑之属、皆從邑、於汲切、」とある。このhに從がうとは何か、説文九上に「i 瑞信也、守國者用玉h、守都鄙者用角h、使山邦者用虎h、土邦者用人h、澤邦者用龍h、……略」とある。

以上説文によってこの國の字を觀ると、会意文字なるが故に内容が種々に派生し、他の文字に置き換えられることが分る。即ち第一に「國邦也、從口」ということ、第二に「邦國也從邑、古文a、」があること、第三に「邑國也」とあり、第四に「或邦也、從戈」ということ。ところでこの或は戈に從がうこと、また戈は弋に從がうこと、邑はhに從がうなどと、この國には種々の意義が附帶して、結局この形になったと思われ、何故か。

二、

そこで國の字の最初形態と見られる殷虛文字を見なければならぬ。これによると、殷虛書契前編第二六六葉に「𠄎」の形があり、全じ殷虛後編下第三十九葉に「b」のが出ている。

これらを見ると前にあげた——は説文の戈は「弋」に從がうという棒杖であり、一は横棒を結びつけた位に考えたい。ところが、これに對して 注2 中国文字第二輯に國字的演變と題して田倩君氏が、戈を矢張古代の武器「𠄎」とし、國の最初形態を「𠄎」として復原している。もつとも説文にも前に述べた通り戈は平頭の戟なりとし、弋に從がい一は横之象形としているが、この一は何かを説明してないのではつきり分らないが、前にあげた二片の例や他の例を見て、棒杖に横木をつけた位の時代がなかったとは誰が斷言出来よう、何故か、時代は降りまた寓話的な所はあるが、列子仲尼篇にあるような時代を吾々は信じたい。

即ち

「堯治天下五十年、不知天下治亂不治歟、不知億兆之願戴己歟、不願戴己歟、顧問左右、左右不知、問外朝外朝不知、問在野在野不

知、堯乃微服、游於康衢、聞兒童謠、曰、立我蒸民、莫匪爾極、不識不知順帝之則、」とあることや、また礼記樂記篇にある「昔者、舜作五弦之琴、以歌南風。」とあるような時代、いわゆる鼓腹擊壤といわれる時代がなかったとは斷言出来ない。この事を莊子の馬蹄篇に「夫赫胥氏之時、民居不知所為、行不知所之、含哺而熙鼓腹而遊、」とあることや、太平御覽卷五七二樂部一〇に「逸士伝曰、堯時有八九十老人、擊壤而歌、曰、日出而作、日入而息、擊井而飲、耕田而食、帝力何於我哉。」というような時代には自己の所有物も、他の土地にもそれ程自然とした区別も必要なかった、總べてが共有制、共產制で通用出来たのである。

かくして土地なども弋や棒などで境界線を作り「b」の形で十分であったので、その世相、その時勢を現わしたのがこの形であると見たい。

ところが時勢が下るにつれて衣食住に窮乏を告げることになると人心も悪化し、他の氏族や部族に対しても互に警戒をする必要が生じてくる。ここに自己防衛のため作られたのが「戈」という文字である。ところがこの戈の字も前述の説文の解では十全とはいわれない。そこで説文詁林十二下の戈の部の商承祚の説を見ると「案戈全為象形、一象秘、一象戈、非從弋也、古金文或作弋、形已失矣、許君子象形諸字多云從某者、因字形失而誤會也。」とあるが、この説には賛したい。何故か、この戈の作られた時代には既に敵對行為を予想しての作製であるから——は柄であり一は武器と見るべきである。

こう考えると吾々の説とする縦横共に棒杖であるとするとbの時代

よりずっと後世にこの戈が出来たのであり、田傭君氏の復原した戈の文字もこの戈と同時代のもものと見るべきである。かくしてこの戈という文字の出現によって、何々方を伐つということに発展して行くのである。

三、

この戈をもって人が戦かうときに征伐というようになったのであるが、きてこの時代はまだ一定した「口」という觀念はなかった。唯漠然とした何々方という文字で現わしていたのである。この「方」に就いては島邦男博士の研究や、陳夢家氏や李亜農氏の研究もあるので、ここにはこの点には余り触れず、この方と口との關係に於て少しく考究して見る。但し文字の都合二、三にとどめることを御了解いただきたい。

イ、土方

𠄎_三 𠄎_二 𠄎_一 𠄎_四 𠄎_五 𠄎_六 𠄎_七 𠄎_八 𠄎_九 𠄎_十

続編三、九、四

𠄎_三 𠄎_二 𠄎_一 𠄎_四 𠄎_五 𠄎_六 𠄎_七 𠄎_八 𠄎_九 𠄎_十

甲九四八、

𠄎_三 𠄎_二 𠄎_一 𠄎_四 𠄎_五 𠄎_六 𠄎_七 𠄎_八 𠄎_九 𠄎_十

林二、七、九、

尚ここには挙げられないが、土方の侵略に対しては、殷は祖神に告げ、王自らも三族、或は兵千乃至三千を率いて征伐している。従つて、殷の都よりは北方にあって殷に接近している地域であることは理解される。

ロ、鬼方

鬼方易凶禍

甲編三三四三、

己酉卜鬼方禍

乙編六六八四、

国字考

佳鬼𠄎、

乙編三四〇七、

その他二、三、の卜辭が見えるが、これ等を略し、卜辭以外の文献を見ると、易經の未済の卦と既済の卦とがある。これには何れも「高宗伐鬼方三年克之」とあるが、この本文の注や疏には「唯遠方也」とだけで、その方向や方域を示してない。次に詩經大雅蕩の篇に「内_二夷于中国、覃及鬼方、_一」とあるが、これにも箋に「唯遠方也」とあり、疏にも「中国是九州、覃及是及遠故、知鬼方遠方、未知何方也。」とあるだけである。また朱子集伝にも「鬼方遠夷之國也、言自近及遠、無不怨怒也。」とだけでその方域は示されていない。

ところが後漢書肅宗孝章帝紀第三に、「章和元年春三月、護羌校尉傳育、追擊反羌、戰歿、……訖惟人面靡不率、俾仁風翔于海表、威靈行乎鬼区。」とあり、この注に章懷太子が「鬼区鬼方也」とある。また同じ後漢書第七十七西羌伝に、「后桀之乱、吠夷入居郿岐之間、」郿今幽州也、岐即岐州、成湯既興伐而攘之、乃殷室中衰、諸夷皆叛。至于武丁、征西戎鬼方、三年乃克。「武丁殷王也、易曰、高宗伐鬼方、前書音義曰、鬼方遠方也、」故其詩曰、自彼氐羌、莫敢不来王、「殷頌之文、」……とある。また太平御覽卷第七百九十二夷部十三西戎一に「易曰、高宗伐鬼方、三年克之、「鬼方西羌也。」とあることなどと思い併わせると、前にあげた吠夷の入居したのは注にあるように郿岐の間とあるから、この郿は今の陝西省栒邑県の辺であり、岐州は同じく陝西省鳳翔県の近くということになる。

殊に章懷太子が鬼区は鬼方なりという、この区こそは詳しくは後

述するが、この口は結局人がいる圍いである。換言すれば一定の区域をもつて、そこに生活する氏族部族が鬼方ということになる。そこで前にあげた太平御覽に鬼方は西羌なりと断案を下しているのので、宋代の李昉によって鬼方（西羌）なりとの内容がはっきりしたわけである。しかもこの族が柁邑や鳳翔あたりとすると、武丁の都、安陽からは余り遠くないことが了解される。なおこの当時はまだ口としての概念はなく、一定の地域、一定の方向に居住する部族、氏族の觀念であつたことは、方や区の文字によつても理解される。

即ちこの方に就いて見るに種々の説はあるが、口は一定の地域、一定の方向の意であり、中のノは鋤などの耕作器である。こう見ると、何々方というのはある地方で農耕している氏族で、最早遊牧民ではない。このことは、邦の古文aを見、契文のgを見ても首肯されることで、田は耕作地、上部は草木、即ち五穀などと見られるからである。

ハ、羌方

このことに就いては前にも一寸触れたが、後漢書西羌伝に、「故其詩曰、自彼氏羌、莫敢不來王、」注殷頌之文」及武乙暴逆、犬羌寇辺」とある。そこでこれを詩經の殷武之章に見ると「維女荆楚、居国南郷、昔有成湯、自彼氏羌、莫敢不來享、莫敢不來王、曰商是常」とある。これを孔穎達の疏には「正義曰、氏羌之種、漢世仍存、其在隴之西、故知在西方者也。云々」と。

これ等を見れば殷代に於ても、辺境人に対して種々の名称を以てしていたかが分る、殊にこの羌人に対する交渉を卜辭に探すと、

雀取氏馬羌

乙編四七一八片

王乎伐馬羌
令口五族口伐羌方

林 二一、五一八片
後編下四、二六片

歲羌卅卯十年

前編 六、一六一片

三羌用于祖乙

全 一、九、六片

其又羌十人又五

粹編 五九四片

そこでこれ等、犬戎や氏羌人を如何に殷や周人が見ていたか。これについて丁山遺氏が甲骨文所見氏族及制度の一一五に、尚書大伝の文を引用せられ「足証武丁伐周、実以犬侯為主力」といわれ、尚つづけて「要之犬夷為商之犬侯」とせられており、またこの犬侯は山海經には人面獸身に出ている」といわれているが、この論には賛したい。

それではこれら氏羌人は如何なる人種で如何なる方域に居住していたか。

先ず氏とは如何なる文字であるか、説文十二下に「氏至也、從氏下著一、一地也、凡氏之屬、皆從氏」とある。これに朱駿声が通訓定声に解して、「氏此字實則抵之古文、蔓根曰根、直根曰氏、」とある。また正字通には「氏は低と同じ」などとあることから推して、この字は木の根が原義であると考える。それが引申され、敷衍されて低いところ、つまり穴居生活者などを「氏人」と呼ぶようになったと思われる。

これを証する文に、詩經の商頌の篇に「自彼氏羌」とあり、この箋に「成湯之時乃氏羌遠夷之國」とある、尚この遠夷の國の人々の最低生活なることは、論語八佾篇に「子曰、夷狄之有君、不如諸夏之亡也。」といい、また穴居生活者なることは、後漢書東

夷列伝第七十五に、肅慎人を氏夷といい「山林之間土氣極寒、常為穴居」とあることによっても了解される。

またこの羌の字は説文四上に、「羌西戎牧羊人也、從人羊、羊亦声、南方蠻閩從虫、北方從犬、東方貉從豸、西方羌從羊、此六種也。」とある。これに段玉裁が注して「今正羊儿者、儿者羊種而人貳也、」とある。これらから見ると、この羌の字は上半身は羊の形で下半身は人の脛となる。

林義光も文源にこの羌の文字を「羌西戎羊種」なりと是認している。かく考えて見るとこの羌は、全く為体の知れない異人種で卜辭によく犠牲に供せられるのも故ある哉と想わざるを得ない。

次にこの戎も契金文には甲をつけ戎を以て一定地域を守っている形の文字であるし、爾雅釈地には「九夷、八狄、七戎、六蠻、謂之四海。」とあるので、この為体の知れない異人種が中夏以外の遠地に居住し、常に武器を以て生活しているのがこの戎ということにもなる。

これを裏附けるものに尚書の牧誓篇がある。その中に「庸、蜀、羌、髳、微、盧、彭、濮人」となりべ、この伝に「羌在西蜀」とあるので、この羌は西方つまり蜀地方にいる蛮人位の呼び名としていたものと考ええる。

以上吾々は國の字の作成されるその前提として、何々方を出し、その何々方を解明するために区や戎まで密接な關係あることに説き及んだが、尚この氏族部族と、この國の作成されるまで如何なる世相であったか、何故この方より國なる文字まで構成せねばならなかったかを問題としなければならない。

四、

前にも一寸觸れたように生活に不安がない時代には、自他の所有權も余り問題にならず共和制共産制でも悠々生活出来たであろうが、世相が險惡化するにつれ、自他の所有物の区別を明瞭にし、ここに境界を作成し、そこに物を藏匿する必要が生じてくる。區の字はそれを物語る。説文十二下に「區踰區藏匿也、從品、在「中品衆也。」とあり、また集韻には「區域也」とある。

かくしてこの自己の所有物や氏族の居住地を確保するためには武備が必要となる。この武備こそは「戈」であり、それにて土地を守るのが「口」であり、それを互に攻伐し、侵寇し合う時が「或」という文字、即ち「くに」ということになるのである。前述の卜辭に何々方を伐つというこの字の如何に多いことか。

武丁卜辭によつても、

伐羌婦好之族三千人旅萬人共萬三千人。

庫 三一〇

伐甲五千人、

統一、一三、五、

伐羌十卯五隼、

粹編 二二九、

又伐于上甲九羌卯牛、

上 二一、一三、

また康丁卜辭にも、

五族伐羌方

下編 四、二、六

その他の卜辭にも、

王賓文武丁伐十人卯六甲

前一、一八、四、

などなど大約三十有余もある何々方を征伐する卜辭について述べる紙数を持たないが、殆んどに亘つて伐、攻、侵等のない「方」が

皆無であることを想うとき、吾々は、このb、**𠄎**、**𠄎**、**區**、**或**、**e**、などの変遷の形が如何に世相に連関あるか了解されるのである。

これ殷虚文字の出現した武丁時代より、殷代の終結した帝辛に到る約二百年間（陳慶麒編の中国大事年表による）は如何に攻伐の連続した時勢であったかが分る。

これを春秋時代に下って見るに、春秋の隠公元年より、哀公十四年に至る間に伐の文字の使用の如何に多かつたことか。またその当時に國と名づけられる地域の多いことか。これより考究して見ることにして、先ず春秋に出てくる伐だけを拾つて見る。

| 公名 | 在職年数、 | 伐(回数) |
|----|-------|-------|
| 隱公 | 一一 | 一一 |
| 桓公 | 一八 | 八 |
| 莊公 | 三三 | 一九 |
| 閔公 | 二 | なし |
| 僖公 | 三三 | 三五 |
| 文公 | 一八 | 一八 |
| 宣公 | 一八 | 二六 |
| 成公 | 一八 | 二四 |
| 襄公 | 三一 | 四五 |
| 昭公 | 三二 | 一三 |
| 定公 | 一五 | 七 |
| 哀公 | 一四 | 二二 |

これ等を見ると、魯の隠公元年は西紀前七二三年の即位であり、

春秋の書き終えたのが哀公の一四年であるから、西紀前四八二年である。これを年数にすると二百四十一年間になるが、この中伐つという回数だけでも二八回の多きにのぼり、この外侵、戦、攻、寇等の文字も数多く使用されている。

結局、戈をもつて一定地域を守る、これが或であり、國である。裏を返せば、**侵寇が戎(𠄎)**であり、これを守備すれば「**或**」である。ではこの或の字は何時頃出現したか。

五、

西周中期昭王時代の鐘と見られる鐘に、宗周鐘がある。この鐘に三ヶ所「**く**」が出てくる。

「王肇適省文武、勤疆土、南**𠄎**反子、敢**𠄎**虐我土、……南夷、東夷、具見廿六有d、維皇上帝、百神、保余小子、朕猷有成亡斃……**𠄎**保四**𠄎**。」

即ち **𠄎**の**𠄎**なく、**(c)**が二ヶ所、邦の古文**(d)**一ヶ所出てくるが、これ等は何れも同じ内容をもつた**𠄎**である。

次に西周後期、宣王頃の鼎と見られる、毛公鼎を見る。この鼎は周の天子が毛公厓に政を委して綱紀の緊束、政治の復興を命ずる策命であるが、この全文中、邦**(d)**の字が四ヶ所、國**(c)**の字が二ヶ所出てくる。ところでここに使用されている、邦も國も内容に於ては決して変りない。即ち我邦我家を治めとあつたり、我國を喪なわんとあつたり、四國を康んじ能くすなどと使用されたりしている。

これは古代より平板を避けるための修辭的用法か、音調を整えるための音韻的使用か、理解に苦しむが、唯若しこれらの文字を使用

する以上、十分その文字の内容を吟味して使うべきでなかったと考
える。何故か、邦と国との文字そのものに差異があると想うからで
ある。このことは後述。尚ここに注意すべきは少くともこの西周時
代には、また口のあるく、にが出現していなかったということである。
次に圍いをもった文字、國になるその過渡期の文字「e」は何時
頃出現したかを見なければならぬ。これには王孫遺者鐘がある。
この出土の年代に就いては種々の説があり、はっきりした年代は指
示されないが、春秋中期よりは遅れないと思われる。ここに出てく
る國はeの形である。

「維正月初吉丁亥、王孫遺者、擇其吉金、自作和鐘、……延余德和
滲民人、余敷昫于e、……」

次に國差體を見る。

このjは郭沫若氏の考証（殷周青銅器銘文研究一四〇頁）があ
り、また内藤戊申氏等の研究（平凡社書道全集一九七頁）がある。
これらによると、左伝成公二年秋七月晋の師と斉の國差が袁婁に會
盟したことがある。この年は西紀前五八九年に当るので、春秋の後
期のものということになり、形もまだ「e」である。このように春
秋の後期に於ても、まだ口のある國が出現しなかったようである。
國の形になったのは宗婦鼎あたりからではないかと想われる。

この鼎は三代吉金文存卷四には、宗婦鼎として一、二、三、四と
四ヶ所に四片の版があり、何れも國の形である。また周金文存卷二
には五ヶ所に出ており、そのうち卷二、三十七頁裏の宗婦鼎には、
客齋吳大所藏とし、本文には（訳）「王子刺公の宗婦たるf、宗器の
罍鼎の器を爲る。永く宝として用ひ、以て大なる福を降し、鄙の國

國字考

を保んじ辟文めん」とある。尚この奥附として「宗婦鼎、出陝西郿
縣、同時出鼎二、敦二、盤一、細泉字文定為晚周之器。……」とある。
尚この宗婦鼎に出てくるfという宗婦と、容庚の金文編卷六の一
五に出ているf鼎に出てくる、fとは同じ名称であり、また國とい
う文字も同じ形であるところから考えると、この宗婦鼎とf鼎とは
同時代のもので想われる。

かく考え尚説文話林六下に、丁福保が「是國字、必是秦時作、……
」などあるのを想い合せて見ると、國の出現は戰國頃のもつと
も戦争のはげしくなった時代、即ち十六國が十二國となり、六國へ
と減少し、而も何んとか秦の毒牙より逃れんとして合縱連衡などを
叫んでいた時代に出現した文字ではないかと推測されるのである。

即ち氏族意識の高揚、國家意識の熾烈になった時代に出現した文
字で、まだ民族意識までは自覚のなかった時代と想われる。

では何故この字の外に邑や邦などの文字を使用したか、それと同
時に一体この邑、邦、國などはどの位の広域があったものか、また
どの位の数があつて互に攻争をつづけていたものか。先ず國の広域
や大小それに数などを見ることにする。

六、

礼記王制篇に

「凡四海之内、九州、州方千里、州建百里之國三十、七十里之國六
十五、十里之國百有二十、凡二百一十國、名山大澤不以封、其餘以
為附庸、閭田八州、州二百一十國、天子之畝内、方百里之國九、七
十里之國二十有一、五十里之國六十有三、凡九十三國、名山大澤不
以勝、其餘以祿士、以為閭田、凡九州千七百七十三國、天子之元士、

諸侯之附庸不與。」

これを見ると凡そ九州には千七百七十三国ありとしている。然しこれは何時頃の区分であるか。この王制篇からは汲み取られない。

また荀子君道篇には、

「古有萬国、今有十数、是無他故焉、莫不失之是也。」とあるので、荀子時代には既に十有余国に統一せられたことが分る。尚同じ所に荀子は「夫文王欲立貴道、白貴名以憲天下、而不可以独也。非于是子、莫足以举之、故举是子而用之、於是乎、貴道果立、貴名果明、兼制天下、立七十一国、姬姓独居五十三人、周之子孫、苟不狂惑者、莫不為天下之顯諸侯」とあるので、この荀子の論によれば文王当時は七十一国の諸侯を立てたことが分る。

ところが左伝昭公二十八年の條に、

「昔武王克商、光有天下、其兄弟之國者、十有五人、姬姓之國者四十人、皆拳親也、夫拳無他、唯善所在親疏也」とあり、
ここにも文王と武王当時の同姓の國を有するものの差があることが分る。

また左伝僖公廿四年伝には、

「昔周公弔二叔之不咸、故封建親戚、以蕃屏周、管蔡郟霍魯衛毛聃鄘雍曹滕畢原鄭鄘文之昭也。」とあって、ここには文王の子の封するところの國が十六ヶ国数えられる。

かくして周の滅亡の歲には、史記の周本紀に示すが如く、「秦昭王怒使將軍摎攻西周、西周君奔秦、頓首受罪、盡獻其邑三十六、口三萬、秦受其獻、歸其君於周、周君王赧卒、」とある。

これらを見、尚書經の禹貢にある五服の制や、周礼夏官職方氏に

ある九服の制などを参照し、前述の礼記王制篇にある總數千七百七十三国等云々を考究する時、いつ頃どの位の國があり、また制定されたものか、はたまた単に春秋戰國時代の人々が封建制度に抱いていた理想を示したものか、ここに十分なる資料と紙数をもたないので、後日の研究に譲り、この小論では國の字の内容と、その當時の世相とから、何れにしても小都市、小部落に各々同一氏族が居住し、これを邑とし國とし邦としていたことは了解される。これ史記三代世表に「堯知契稷皆賢人、天下之所生、故封之契七十里、後十餘世、至湯王天下、堯知后稷子孫之後王也、故蓋封之百里、其後世且千歲至文王而有天下」と。

このように見てくると、孟子滕文公章句上に、「今滕絶長補短將五十里也、猶可以為善國」ということによつても國の広域が大体了解されるが、さてここで吾々は今少し邑國邦の關係に於てその広域及びその各々の内容などを明らかにしなければならぬ。

六、

左伝莊公廿八年伝に、「凡邑有宗廟先君之主、曰都、無曰邑」とある。また

呂覽貴因篇には「舜一徙成邑、再徙成都、三徙成國。」ともあるし、また史記五帝紀に「舜一年而所居成聚、二年成邑、三年成國。」ともある。

また左伝桓公十一年の條に「鬪廉曰、郟人軍其郟、必不誠、且日虞四邑之至也。」とあり、これに杜氏注して「邑亦國也」とある。然して説文には前述の如く、國は邦なりとあるし、司礼冢宰治官之職には「以佐王、治邦國」とあり、これに鄭玄が注して「大曰

邦、小白國、邦之所居亦曰國。」とある、然るに玉篇には「小白邦、大曰國」ともある。

これに対して部首訂に饒炯が「炯案邑云國也、若以對文言之、諸侯曰國、大夫曰邑、國大而邑小、散文則國邑皆謂封地、故許以國說邑、從口與國從口同意、從尸與國從或同意、蓋就疆界言曰國、就封賜言曰邦、就職守言曰邑、凡造字之有本義本音、意各不蒙者、大都如此。」といっている。(詁林卷六下邑部。)

これなども首肯するに足る論ではあるが文字そのものの差より來たる内容には觸れてないこの点は後述。

次にそれではこの國なる方域ほどの位の広さであるか。

周礼地官小司徒に「九夫為井、四井為邑、四邑為丘、四丘為甸、四邑為甸、四甸為都。」とあり、この注に邑は方二里なりとあるので、邑は方二里の地域ということになる。

また孟子滕文公章句上にも、「方里而井、井九百畝、其中為公田、八家皆私百畝、同養公田。」とあり、これに趙氏注して「方一里者九百畝之地也」とある。

では里とはどの位の長さか、穀梁宣十五年伝曰、「古者三百步為里、名曰井田、井田者九百畝。」とある。そこでここにも歩の長さが必要となる。

礼記玉制に「古者、以周尺八尺為步、今以周尺六尺四寸為步。」とある。では尺とはどの位の長さか、説文尺の部に。

「尺十寸也、人手却十分、動脈為寸口、十寸為尺、所以指尺規矩事也、從尸、从乙、……周制、寸、尺、咫、尋、常、仞、諸度量、皆以人之体、為法、凡尺之屬、皆從尺」とある。これによってこれを

考えれば、人の身長に大小ある以上、手首とそこを去る十分即ち脈所の間にも多少の差のあることになる。随つてこの寸にも差の出ることは免れないことになる。かく考えると当時の長さに二種以上出るのも致し方ないであろう(詳細は略)

かく想到して当時の國の広域を推定すると孟子梁惠王章句上に「孟子對曰、地方百里而可以王」とあるのは、我國の方域では約十里内外の所でも大國といわれていたのである。(孟子萬章章句下參照)

七、

紙数の都合、結論せねばならなかったが、ここに吾々の論せんとする國字者は先ず國の最初形態、bより如何なる理由により、或となり、eとなり、國へと轉化して行つたか、その原因は何辺にあつたかを探究することに目的があつたのである。その附帶として邦や邑なども考察せねばならなかつた訳だが、結局この關係に説き及ばず余裕がなくなつた。そこで簡単にこれを文字学上より觀れば、邦は契文にある如くgの形が最初のものと思われる。この形は土地が茫々とはしているが、そこを耕作し一定の区域としていたことは \neq や田によつて了解されるので最早遊牧民ではない。

次に邦の古文dは、丰々たる草地を通つて他の口に使用する人(i)を意味する文字と考える。即ち説文にある、何々國には何々の物を以て使用する云々がこれである。ところでこの邑は何か、これは上部が口であり、下部は人である以上、何々國に使用する使節と持参するものまで包含してしまつた國の字と考える。

ところがこの國の字は、あくまで境界を意識して武器を以て他國の侵入を防ぎ、また自國の大小や武備を顧慮しての文字であると考

える。詳しくは略すが孟子の中に孟子と梁惠王との問答を見れば瞭然たるものがある。^{注8}

かく考えると吾々の系譜をもつて、このくにの字の変遷を考えれば、最初は、一定の土地に根を下し、そこを耕作するこれがaであり、そこを意識し自他の境界を作る、これがbである。さて生存競争の結果、他との実力行使の必要となり、ここに戈(武器)を備えた或の字が生れ、かくして他国への親善使節が必要となり、dの字が生れた。然してこれもその内部に一切を包含することになると、邑となりhとなり邦などの旁りと化してしまつたと考えたい。

ところがいよいよ國家意識が高揚し氏族部族意識が強調されると、ここにeとなり國へと進展したと想われる。かくしてこの文字も余りに殺伐を感ずるので、玉篇あたりから、口の中に王(玉)を入れて、内容の豊かさ、和やかさを現わすようになって漸く内容に潤いをもつた文字に転化したのである。玉にはこの意あることは説文に示す通りである。尚この文字が国と書くようになったのは正字通にも康熙字典にもないところを見ると、この度の簡化文字作成委員会あたりでこの文字にしたのではなからうか。

(昭和四二、八、卅日稿)

注1

6 姦表也、韓非日、蒼頡作字也、自營為私、凡ム之属、皆從ム。

但し現今の韓非子五蠹篇には、

說文解字九上ム部

古者蒼頡之作書也、自環者謂之私、背私謂之公。とある。

注2

ofh 這便是國字的初文、其右邊的fh(𠄎)是兵器、取其意、亦取其声、左邊的口、是土地、取其形、亦取其意とある。

中国文字第二冊國字的演變一頁裏、

然し、これは金文に近い文字であり、続存二二一〇や、可外篇八五等より見、古代社会に想を到す時、棒杖位を以て境とした時代ないと言われない。随つてこの田傭君氏の国は吾々の国よりは後の世の字と見る。

注3

太平御覽以外に論衡八芸増篇や、古語謔卷十五二七八頁に引用されている帝王世紀等の説があるが、ここでは太平御覽を引用する。

注4

殷墟卜辭研究第二章殷の方国三八四頁……四二四頁 島邦男博士
殷墟卜辭綜述第八章方国地理二四九頁……三二三頁 陳夢家
殷代社会生活一〇頁李亜農等の研究がある。

注5

按従一入口、説文不可通、古作丙、四方、四旁、本字如此、辺際也。丙、方、旁、古同音本與丙同字、辺際也。

説文話林十四下方部、文源、

林 義光

この中四方に広がるという意、即ち方向、方域と見るところをとり「才」の中の入は鋤と見る。

注6

拙稿「民の字の意識の変遷」の中に民族の熟語の出現せる時代を
詳述せり。

梅光女学院国文学研究第二号、昭和四一、一一

注7

拙稿「口が節度使になるまでの私考」。

私学研修第二三号、昭和三七年度研修報告集。

注8

滕文公問曰、滕小国也、竭力以事大国、則不得免焉。加之何則可
」などなどあり。

(孟子梁惠王章句下)

注9

「玉、石之美有五徳、潤澤以温、仁之方也。……」

説文解字、一の上